



環境衛生

小型充電式電池（モバイルバッテリー等）の拠点回収開始について

火災の防止ならびに資源リサイクルのため、モバイルバッテリーなど的小型充電式電池の拠点回収を開始します。使用済みの小型充電式電池を処分するときは、一般ごみに入れずに役場庁舎または町民センターに設置しているリサイクルボックス缶に入れてください。

リサイクルマークが付いているリチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池



使用製品の例

デジタルカメラ、ビデオカメラ、ノートパソコン、電気シェーバー、電動歯ブラシ、電動工具、電動アシスト自転車、コードレス電話、コードレス掃除機、ハンディクリーナー、ポータブル音楽プレイヤー、携帯ゲーム機など

※個人情報が入っているものは事前にデータの削除をお願いします。

税 金

町税の納め忘れはありませんか？

令和7年度分の町道民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税については、すでに最終納期が過ぎています。

納付状況を確認のうえ、納め忘れがある場合は至急納付してください。

なお、特別な事情により一度に納付することが困難な場合は、担当係にご相談ください。

また、納め忘れのない大変便利な口座振替制度もご利用ください。

※納付書を紛失した場合は再発行しますので、担当係までご連絡ください。

社会福祉

冬の生活支援事業について

11月号でもお知らせしているところ、高齢者などの冬の生活支援事業として、対象世帯に1万5千円分の助成券を交付しています。申請期限は2月27日(金)までとなりますので、申請がお済みでない

税金

方は、お早めに申請をお願いいたします。

▼対象世帯

令和7年度町民税非課税世帯で、令和7年11月1日現在、雄武町に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯（生活保護世帯・福祉施設等入所者世帯・医療機関入院世帯は除く）

○70歳以上の高齢者世帯
○障害者手帳（身障1・2級・療育A判定・精神1級）を有する方
がいる世帯
○ひとり親世帯（誕生日が平成19年4月2日以降の児童を養育していること）

○1万5千円分の助成券（千円×15枚）

▼助成額
1万5千円分の助成券（千円×15枚）

▼申請場所
役場庁舎別館 地域福祉課社会福祉係

▼申請期限
2月27日(金)

▼その他
代理申請が可能です。
代理申請を行う場合は、対象者および代理人の本人確認書類（マイナンバーカードなど）を持参願います。

●地域福祉課社会福祉係
11条検査) 年1回

回収方法

①機器から電池を取り外す。
※モバイルバッテリーは本体ごと回収（分解しない）

※機器と一緒にないもの（スマホやタブレットなど）は『小型家電回収ボックス』へ入れてください。

②金属の端子部分にビニールテープを貼つて絶縁処理する。

③回収拠点（役場庁舎または町民センター）のリサイクルボックス缶に入れる。



※ふくらんでいたり、破損しているものは、リサイクルボックス缶に入れずに直接役場環境衛生係窓口までお持ちください。

閑住民生活課環境衛生係

合併処理浄化槽維持管理費補助金について

浄化槽をお使いの方は、浄化槽を適正に維持管理する義務があります。雄武町では、合併処理浄化槽を適正に維持管理している方を対象に補助金を交付します。

○補助対象者

・雄武町に住民登録があり、住宅の

○この度、雄武漁業協同組合の前専務理事であります稻船敏一氏が、『北海道産業貢献賞（優良水産業協同組合等功労者）』を受賞されました。

稻船氏は、協同組合活動を通じ、水産業の振興に尽力された功績に対して表彰されております。



↑(左から) 高橋町長、稻船敏一氏

合併処理浄化槽を管理している方
・適正な維持管理を行っている方
(保守点検 年3回、法定検査(第11条検査) 年1回)

・法定検査の結果が『適正』または『おおむね適正』であった方

・町税などの滞納がない方

○補助対象区域

・町内において、下水道法の規定による認可を受けた区域以外の区域

※市街地区および魚田地区（一部を除く）は補助対象区域外です。

○補助金額

法定検査料および保守点検料に要する費用に相当する額で、2万5千円が限度額です。

○添付書類

・町ホームページでダウンロード、申請書

・もしくは環境衛生係窓口でお受け取りください。

○申請に必要な書類

・合併浄化槽維持管理費補助金交付申請書

・申請書

・納付状況確認書

・補助事業実績報告書兼請求書

※町ホームページでダウンロード、申請書または支払ったことがわかるもの

・法定検査料および保守点検料の領収書または支払ったことがわかるもの

○閑住民生活課環境衛生係

雄武町民生児童委員の紹介

民生児童委員とは、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人たちです。

この度、令和7年12月1日付で

常にお困りの方に立派な民生児童委員として、地域において相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人たちです。

○主任児童委員

| 住所 | 氏名 | 担当地区 |
|-----|-------|------|
| 北浜町 | 四辻 裕二 | 町内全域 |
| 魚田 | 花松 邦恵 | 町内全域 |

閑住民生活課社会福祉係